令和６年度福生市長寿ふれあい食堂運営費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、法人その他の団体（以下「団体」という。）が実施する長寿ふれあい食堂（地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができる場を提供する取組をいう。以下同じ。）について、当該経費の一部を補助することにより、その安定的な実施環境を整備し、高齢者の交流機会の増加及び心身の健康増進並びに多世代交流機会の確保を図ることを目的とする。

（補助対象長寿ふれあい食堂）

第２条　補助の対象となる長寿ふれあい食堂は、TOKYO 長寿ふれあい食堂推進事業実施要綱（令和６年３月25日付け６福祉高在第1025号。以下「都要綱」という。）に基づき市内で実施される長寿ふれあい食堂（都要綱に基づき食事提供の対価として市が定める額を参加者から徴収するものに限る。以下「補助対象長寿ふれあい食堂」という。）とする。

２　前項に規定する市が定める額は、参加者１人につき１食当たり400円とする。

（補助対象者）

第３条　補助の対象者は、補助対象長寿ふれあい食堂を実施する団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　各団体が行う補助対象長寿ふれあい食堂に関する情報共有等を行うため、市が実施する連絡会の構成員となり、当該連絡会に年１回以上参加すること。

（２）　団体の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（３）　公序良俗に反する活動を行わないこと。

（４）　政治的活動及び宗教的活動を行わないこと。

（５）　営利目的の活動を行わないこと。

（６）　団体及び団体の代表者が地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、都要綱に定めるところによる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、都要綱に基づき毎年度予算の範囲内で市長が別に定める。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長寿ふれあい食堂運営費補助金交付申請書（別記様式第１号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、長寿ふれあい食堂運営費補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知（補助金の交付を決定した場合に限る。）には、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　補助金の目的に反するときは、補助金の全部又は一部を返還すること。

（２）　その他必要なこと。

（実績報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象長寿ふれあい食堂の実施が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、長寿ふれあい食堂運営費補助金実績報告書（別記様式第３号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、長寿ふれあい食堂運営費補助金交付額確定通知書（別記様式第４号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条　前条の規定による通知を受けた補助決定者は、長寿ふれあい食堂運営費補助金交付請求書（別記様式第５号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第11条　市長は、補助決定者が次のいずれかに該当する場合は、交付された補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を補助事業以外の目的に使用したとき。

２　補助決定者は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消された場合は、当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は福生市補助金等交付規則（平成10年規則第１号）の定めるところによることとし、その他必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月25日から施行し、令和６年４月１日から適用する。